

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
1	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	【考え方・理由】 中核市市長会ひな形に付記 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁勧奨案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。 指定都市においては、作業の効率化の観点から、更新異動者リストを行政区単位で分割できることとする。 特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限は、統合端末において確認することができることから、特定特別永住者証明書を保有する特別永住者について更新異動者リスト及び案内作成に関する機能は不要とする。	【考え方・理由】 中核市市長会ひな形に付記 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁勧奨案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。 指定都市においては、作業の効率化の観点から、更新異動者リストを行政区単位で分割できることとする。 尚、特定特別永住者証明書について、更新案内は機構からの通知となる。よって、更新異動者リスト及び案内作成に関する機能は不要とする。	外部機関への対応	特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限を統合端末で確認できることは、更新案内機能の実装不要理由とはなりません。 特定特別永住者証明書は、特別永住者証明書と個人番号カードが一体化したものです。個人番号カードの切替通知は機構（J-LIS）からの発送になると想定しております。そのため、特定特別永住者証明書の更新異動者リスト及び案内作成は不要と記載頂くのが適切と考えます。	要対応	ご指摘のとおり、統合端末における交付年月日及び有効期限の確認可否については当該機能に関係した内容ではないことから、以下箇所については削除する。 「特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限は、統合端末において確認することができることから、」
2	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	「特定特別永住者証明書を保有する特別永住者について更新異動者リスト及び案内作成に関する機能は不要とする。」と記載がある。	変更なし この項目について仕様書の文言についての意見はないが、実装する上で機能の追加が必要と考えられる。	システム上の理由	特別永住者証明書と特定特別永住者証明書で、更新異動者リスト及び案内作成の有無の運用が変わることから、どちらのカードを保持しているかの区分の管理が必要ではないか。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 特定特別永住者証明書を保有する者において更新異動者リスト及び案内作成の運用の有無については変更がなく、当該【考え方・理由】の追記については別途特定特別永住者証明書を保持している者に限った更新リスト及び案内の作成についてを指していた。ただし、誤解を生む記載内容になっていたことも踏まえ、以下に修文する。 「特定特別永住者証明書を保有する特別永住者のみを記載したについて更新異動者リスト及び案内を別途作成するに関する機能は不要とする。」
3	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	「特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限は、統合端末において確認することができることから、…」と記載されていますが、これは住民記録システムでは交付年月日および有効期限は管理しないことを意味するのでしょうか。 ※「1.1.2 外国人住民データの管理」の【標準オプション機能】に、「特別永住者証明書交付年月日（4.5.7 参照）」および「特別永住者証明書有効期限（8.2.1 参照）」の記載がありますが、この記載は維持されるのでしょうか。	－	システム上の理由	【標準オプション機能】として維持されるのかどうかを明確にしたいため。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 特別永住者証明書の交付年月日・有効期限を管理する機能は従前の整理のまま【標準オプション機能】となるため、当該項目の管理機能は維持される。

